

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
発信者情報開示ワーキンググループ（第4回）

1 日時 令和8年7月23日（木）15時00分～17時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

曾我部主査、今村構成員、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、
鎮目構成員、清水構成員、中原構成員

（2）オブザーバー

法務省、文化庁、最高裁判所

（3）総務省

藤田大臣官房総括審議官、荒井大臣官房審議官、大澤情報流通振興課長、相川情報
流通適正化推進室長、大内情報流通適正化推進室課長補佐、白水情報流通適正化推
進室課長補佐

（4）発表者

情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会発信者情報開示関係 WG
技術部会
株式会社三菱総合研究所 安江氏

4 議事

（1）事業者等のヒアリング（一部非公開）

（2）事務局からの説明

（3）その他

【曾我部主査】

では、定刻になりましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の発信者情報開示ワーキンググループの第4回会合を開催いたします。本日は皆様ご多忙の中、当会合にご出席をいただき誠にありがとうございます。

議事に入る前に事務局から連絡事項の説明をいただきます。よろしくお願いします。

【大内補佐】

事務局でございます。議事に入る前に事務局から連絡事項を申し上げます。まず本日の会議は前半を非公開としておりますので、その点ご了承ください。なお非公開部分につきましても、後日議事録を公開する予定でございます。

次に Web 会議による開催上の注意事項を申し上げます。本日の会合につきましては記録のため録画をさせていただきます。構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。ご発言を希望される際には事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、発言者を指名させていただく方式を進めます。チャット欄に記入される際には主査が内容を確認できるよう全てのパネリスト向けにお送りいただくようお願いいたします。ご発言の際にはマイクと映像をオンにしてご発言ください。発言が終わりまいたらいずれもオフにお戻しくください。接続に不具合がある場合には速やかに接続を試していただくようお願いいたします。その他チャット機能で随時事務局や主査宛にご連絡をいただければ対応させていただきます。

続いて本日の資料の確認に移ります。本日の資料は資料4-1から資料4-3の3点を用意しております。また、資料の中で一部赤字で構成員限りとしている部分がございます。構成員限りの部分については言及されないようご注意ください。万が一手元に届いていない場合がございますら事務局までお申し付けください。事務局からは以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。

では、本日の議事に入りたいと思います。本日の議事は3点ありまして、1つ目が事業者等のヒアリング、2点目が事務局からのご説明、3がその他となっております。本日の議事は事業者等からのご発表として、それぞれご説明の後に質疑の時間を設けるという形で進めさせていただきます。また先ほどもありましたけれども、事業者ヒアリングにつきまして一部非公開と進めさせていただきます。

では議事に入ります。まず議事（1）につきまして、情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会発信者情報開示関係 WG 技術部会様からご発表をいただきます。

ではよろしくお願いいたします。

【情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会発信者情報開示関係 WG 技術部会】

情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会でございます。本日はご説明の機会をいただきましてありがとうございます。本協議会は、特定電気通信の情報流通による権利侵害に適切迅速に対処できるよう、ガイドラインの検討などを行うことを目的として、2002年2月に立ち上げ、その後、名誉毀損、プライバシー、著作権、商標権、発信者情報開示等の権利侵害に関わる関係者、業界団体にて構成をされて、学識経験者の方々の実務に携わる方々、また総務省様にご支援をいただいております。事務局は一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会、同じくテレコムサービス協会が務めております。どうぞよろしくお願いいたします。

【情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会発信者情報開示関係 WG 技術部会】

本日はよろしくお願いいたします。ただいまお話がありましたとおり、発信者情報開示関係ワーキンググループの技術部会の受付の窓口をさせていただいておりますので、今回私の方からお話をさせていただきます。技術部会でございますが、協議会の規定上、発信者情報開示関係のワーキンググループの主査がサブワーキンググループとして設定できることになっておりまして、こちらのご指示により現在対応させていただいているところでございます。まず、本協議会全体の構成員でございますが、構成員名などにつきましては参加団体様の希望等によりまして、非公開で参画していただいているところでございます。現在の会長は JAIPA の会長の久保様ですが、初代の会長はテレコムサービス協会の会長が務めさせていただいております。運営経費につきましては、一定額の会費が決まっているわけではなくて、実際に1年間でかかった実費を関係構成員の方に分配して、お支払いをいただいております。主な実費は有識者として参画していただいている方への謝金や、協議会ホームページの運営費など、かかった経費の実費部分だけを4団体のほか、著作権・商標権等の関係団体様にお願いをして、運営をさせていただいております。現在は技術部会の窓口と、本協議会会計などについてはテレコムサービス協会の協議会事務局が担当しております。

3 ページです。こちらが本協議会全体の構成図を示したものでございまして、こちらのワーキンググループ、真ん中のところを書いてあるところにつきましては、それぞれ右側を書いてある著作権、商標権の業界団体様、音楽や映画等の権利者の団体、それぞれのブランド等の権利者の業界団体様などが所属しておられて、それぞれワーキンググループごとに運営をさせていただいているものでございます。

続いて、4 ページです。こちらが協議会の方で作らせていただいている関連情報サイトの一部でございます。こちらのような形で全体的に網羅的に対応させていただいております。こちらとテレコムサービス協会のホームページで分割掲載して運営・公開しております。

続いて、5 ページです。こちら4ページと同じ内容でございますが、それぞれ色分けをしまして、削除関係の当該場所とテーマ別のワーキンググループやガイドライン等について

て、それぞれ分野ごとに分けてこのような構成でご紹介するという手法を取らせていただいているという補足資料です。

続いて、6 ページです。こちらが検証ソフトの認定につきまして、概要、考え方をまとめさせていただいたところでございます。こちらの経緯等につきましては 2008 年まで遡りますけれども、ISP 事業者が所属する電気通信関係の団体と、それぞれ著作権の権利者等の権利者団体によって、CCIF さんが担当していたものをそれぞれ土台にして立ち上げさせていただいたものでございます。その後やはりこの開示請求の案件が増えましたので、本協議会の方でそれぞれ最初の認定を行わせていただいたりしているところでございます。基本的には位置付けのところに書かせていただいたとおり、そもそもこの認定自体が ISP 事業者採用される事を目的とした認定でございますので、ISP 事業者の方に認定、採用していただけるようなレベルまで持っていけないと意味がないというように思っております。実務上のメリットにつきましては記載のとおりでございます。それと現在まで 2016 年と 2025 年に 1 件ずつ認定させていただいたシステムなどにつきましては、テレコムサービス協会のホームページの方で公開させていただいております。現在の申請者の有無などにつきましては個別の事案でございますのでお答えはできないというところでございます。

続いて、7 ページです。こちらの認定に関するオーバービューにつきまして、それぞれ厳格に運用管理をさせていただいております。審査検討のプロセス等についてもこちらに記載しているとおりでございますが、基本的には申請書類につきましては、部会の構成員の関係者だけで厳格に管理をさせていただいております。全体の俯瞰としてはこういう形になりますので、基本的には申請を受け付けるという手続が基本としてございますが、あらかじめご相談に乗ってから申請受付を対応するようなこともございます。基本的な審査検討プロセス、参照される基準、事実的な根拠、非公開情報の範囲等につきましては記載のとおりですが、誤検知のないように検証する仕組みでそれぞれ対応させていただいているということでございます。実際行われている裁判等の結果等も参考にしながら対応させていただいているところでございます。

8 ページ、9 ページには認定の対象と認定の要件につきまして書かせていただいておりますが、こちらは現在もテレコムサービス協会のホームページの方で公開させていただいているものを転記させていただいているものです。この一覧のような条件を技術的な認定要件として示させていただき、それを申請者の方などに見ていただきながら対応させていただいているものでございます。

特に 9 ページ、こちらの方が要件になりますので、それぞれ信頼性が確認できるように内容をある程度開示をしながら対応させていただいているところでございます。

続いて、10 ページです。こちらの方が全体的な申請、審査の流れでございまして、基本的には合格不合格という視点よりは、認定できるかそうでないかを見極めるためのものではございます。

(非公開事項につき省略)

今後の課題につきまして記載をさせていただきました。やはり本協議会が発足してから随分な日数が経っておりますから、それぞれ主に ISP 事業者がコンテンツを提供する時代から現在に至っているわけですが、それぞれ権利保護に努めて対応させていただいているところ、やはりスマホが非常に普及しましてからは需要増大がありまして、ISP 事業者にとってそれぞれ影響の範囲というものが変わってきて、それぞれのインターネットを巡る状況の変化に合わせて対応していかなければいけないなというところになっております。基本的に通信 4 団体を代表して運営させていただいておりますけれども、著作権などの関係団体様とそれぞれの課題に合わせての本協議会の位置付けというところが大きく変わりつつありますので、今後は一部考えるところは考えなければいけないのかなというように考えております。基本的な検知ソフトの認定に関する事項に言いますと、やはり非訟の制度が始まりましたので、それぞれ本協議会の認定検知ソフトとの相対的な影響等というものは昔と比べると随分減ってきているのではないかなというように考えています。大多数の P2P 関係の開示請求事案が非訟で行われておりますので、それぞれ非訟を巡るような裁判所の方では技術的な説明会を開催して、それぞれ認定検知ソフトなどが検証や認定をされている状況にあります。それぞれ開示請求についての考え方、ワークしているのではないかなというふうに考えております。とは申しまして、それぞれこういう事業の状態をふまえても、やはり非訟以外に検知速度が用いられることも事例として現在残っておりますので、今後もこれらの検証認定を継続して P2P 関係の開示情報請求の一助としたいというように考えているところでございます。この辺のところにつきましては、今後状況によりまして、在り方として整理をしていくものだということと理解をしていきます。

続いて、15 ページです。こちらは総務省様の方のホームページから引用をさせていただいているものでございますが、こちらの特に右側の段の中段のところから、検知システムの技術的な信頼性の確認ということで、それぞれ信頼性の高いシステムものについて認定を行っていて、16 ページでは、P2P のファイルの共有システムの技術的な特性や認定スキーム等を前提とすれば、権利侵害の明白性等の要件充足性の判断の際に、検知システムの認定の有無を参考とすることに一定の合理性があるものと考えられているというコメントをいただいておりますので、参考にさせていただきました。

説明は以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。それではただいまの情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会発信者情報開示関係 WG 技術部会様からのご発表につきまして、ご質問ご意見のある方は、チャットにてご発言の旨をお知らせいただければと存じます。なお、先ほどもありましたが、資料の構成員限りの部分については言及されないようにご注意くださいと思います。

では上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】

ご説明ありがとうございます。非常に丁寧に対応していただいているということがよくわかりました。

6 ページのところで、実務上のメリットについて、ISP 事業者の方で採用されないと意味がないというようなことをおっしゃっていたと思いますけれども、ISP 事業者の方で採用するということの意味が知りたいのが1 つめのお尋ねです。あともし把握されていたら、この認定検知ソフトというのが現在どのくらいどのような形で使われているのか、もしおわかりでしたら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会発信者情報開示関係 WG 技術部会】

ありがとうございます。例えば先ほどの資料に記載のあった例ですと特定の著作権団体様が、通常お使いになっているということは把握しております。件数や比率については把握しておりません。

ISP 事業者のメリットにつきましては、認定検知ソフトである程度できているものについて、個別に裁判上で詰めるというような事務がなくなりますので、こちらの信頼性を理解して採用していただいている場合があるとの理解です。ISP 事業者の考え方次第ですが、一定の基準として、これくらいで普通に特定されていて大丈夫なのではないかなというような形がメリットということでご説明をさせていただき感じでございます。お答えになっておりますでしょうか。

【上沼構成員】

わかりました。権利者が採用するということであればわかりますが、ISP 事業者が採用するということはどのようなことなのかと思って伺いたかったところでした。ありがとうございます。

【曾我部主査】

私もこの記述がよくわからなかったもので、改めて伺いたいんですけど、ISP 事業者が認定検知ソフトを採用しないと意味がないというご説明について、少し補足いただけるようであればお願いしたいです。

【情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会発信者情報開示関係 WG 技術部会】

実際に争い事になったときに、認定検知ソフトのデータを採用するか否かというのは、ISP 事業者側の判断ということでございます。

【曾我部主査】

はい、ありがとうございます。事務局の方で補足いただけるということでしょうか。

【大内補佐】

事務局でございます。おそらくでございますけれども、任意請求等があった場合に、

ISPにおいて開示の可否等を判断される際に、認定検知ソフトの検知結果を参考にされるかどうかという意味を持って、「採用する」という表現を使われているのかなと考えております。もし正確でないところがありましたら、情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会様から補足いただければと思います。

【情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会発信者情報開示関係 WG 技術部会】

はい。補足いただきましてありがとうございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。要するに任意請求の時にこのシステムを使っているのであれば、正確だろうということをISP事業者として判断できるかどうかという問題と理解しました。はい、ありがとうございます。

では、北澤構成員お願いいたします。

【北澤構成員】

本日は大変貴重なご説明をいただきましてありがとうございました。7ページの5.誤検知について、保守運用により誤検知リスクを排除しているというふうに書いてあります。この書き方からすると、通常の運用では誤検知リスクも否定できない、理論上ゼロにはならないということは理解しておりますけれども、これを申請者に保守運用してもらうことによって通常の運用で生じるリスクが排除されていると、私は読み取りましたが、具体的にどのような保守的な運用をすると、なぜ誤検知リスクを排除もしくは削減することができるのかというところが少しわからなかったもので、対象のソフトの仕様にもよりますが、可能な範囲でご教示いただければと思います。以上です。

【情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会発信者情報開示関係 WG 技術部会】

ありがとうございます。保守運用については、先生がおっしゃられるとおり、そのシステムによりまして排除の仕方というものは違うということで間違いないと思います。それについては、技術的な要素になりますのでこの場での具体的な回答は避けさせていただきますが、各システムによりまして、現状に正確に検知できるような保守をしていただいているというご説明までにさせていただきたいと思います。以上でございます。

【北澤構成員】

はい、ありがとうございました。よくわかりました。

【曾我部主査】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。では、質疑応答はここまでとさせていただきます。

ご報告いただきまして本当にありがとうございます。これからの検討に生かしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

【情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会発信者情報開示関係 WG 技

術部会】

ありがとうございました。引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。

【曾我部主査】

ありがとうございました。では会議の公開に向けて準備していただきますので、しばらくお待ちください。

【曾我部主査】

ではこの先は公開ということで、発信者情報開示ワーキンググループを再開したいと思います。こちら議事（１）事業者ヒアリングの続きとしまして、株式会社三菱総合研究所様からご発表いただき、その後質疑応答を行いたいと思います。

では、株式会社三菱総合研究所様からご発表をいただきます。よろしくお願いします。

【MRI 安江氏】

三菱総合研究所の安江です。よろしくお願いします。発信者情報開示に関する諸外国の法制度についてご報告します。

目次をお願いします。最初に２ページと３ページで全体像をご説明した後に、米国、英国、EU、フランス、ドイツの順にご説明します。

２ページです。まず発信者情報開示に関する諸外国の法制度について、概要を整理しました。また米国、英国については現地の実務家、弁護士へのヒアリングに基づいて実務の実態についても整理しました。まず諸外国における制度の制定状況ですが、米、英、仏、独では権利侵害一般に関する発信者情報開示制度として、米国の場合は損害賠償請求訴訟の手続の中で、英、仏、独については訴訟提起前の手続として被告とすべきものを特定するための手続というのがそれぞれ存在しているということになります。またそれらとは別途、知的財産権侵害事案については特別の開示制度を設けている国があります。具体的には米国、フランス、ドイツということになります。いずれについても裁判所の関与を前提とする手続となっているということになります。

次に実務における注目点ですが、米国、英国の弁護士、これはオンラインでの権利侵害ですとか発信者情報開示に詳しい弁護士を米国、英国でそれぞれ４人ずつピックアップしてヒアリングを行いました。その結果、実務上は１度の手続で発信者の特定に至るケースは限定的で、複数の事業者に対する段階的な請求や追加的な手続が必要となることが多いということでした。また発信者の特定に時間を要することによるログ保存期間の経過やVPN等の匿名化技術、国外事業者への執行困難性といった共通の課題というものも指摘されました。米国では費用とか期間、手続の簡便性なども考慮して、異なる開示手法の使い分け、ディスカバリーとDMCAの使い分け、英国の場合は申立て前に事業者と調整を先に行っていくというようなことで迅速な書面審理につなげる効率的運用といったようなこともそれぞれ行われているということでした。一方で、いずれにおいても技術的困難要因であったり、外国事業者の対応等により発信者の特定の実効性が左右されたりすることもあるということも指摘されました。

続いて、３ページです。こちらは諸外国における発信者情報開示に関する法令等とその概要を整理した表になります。２ページでも記載したとおり、各地域でその制度設計は異なりますけれども、基本的には裁判所が関与する形になっています。また一般的な手続とは別に、特定の権利侵害類型への対応に特化した手続が定められている国があるということです。具体的な点については次ページ以降、それぞれの国や地域のページにてご説明し

ます。

続いて、4 ページです。まず米国の制度の概要ですが、米国の民事訴訟制度では匿名の人物、John Doe と言いますが、匿名の人物を被告として損害賠償請求を提起し、その訴訟手続の中でプロバイダに情報開示を求めるディスカバリーの手続が運用されています。不法行為全般が対象となり、広範な理由を認める制度となっています。他方、著作権侵害に限っては、デジタルミレニアム著作権法、DMCA で実際に訴訟を起こす前に裁判所事務官に申請して令状を発行してもらう略式の手続があります。この場合は判例によって、ISP 等のプロバイダには適用されず、対象は SNS 等も含めたコンテンツをホストするホスティングプロバイダに限定されるということになっています。ディスカバリーと DMCA でいろいろ違いもありますが、大きな違いの 1 つとしては、ディスカバリーでは裁判官がその請求を認容するというのに対して、DMCA では裁判所事務官が認容するという点です。そのためサピーナが出されるまでの期間については DMCA の方が短くなっているということがあります。また、対象者の保護を目的として、開示を求める当事者は、第三者に対して不当な負担や費用を課さないよう合理的な措置を講じることが民事訴訟規則において義務付けられているという形になっております。

続いて、5 ページです。こちらは米国でのヒアリングの結果になります。まずディスカバリーの方ですけれども、申立権者については権利侵害を受けた本人のみということで、第三者が申し立てることはできないとされています。開示請求の対象となる情報の範囲ですけれども、基本的には侵害者を特定するために関連性のある情報であるかという観点から裁判官が裁量で決めるということになっています。請求、抗弁に関連する限り、情報の種類に制限はないというようになっています。他方で請求人が非常に広範な請求を行った場合には、請求を受けたサービスプロバイダが、請求が過度に広範であるということを主張してサピーナの取消しの申立てというのを行う可能性もあるので、やたらにたくさんの情報開示を請求するということはないというような形になっているとのことです。開示にかかる期間ですけれども、全体的に平均で 3 ～ 6 か月程度かかるということでした。ただし、その申立て手続が 2 段階発生した場合ですとか、相手方が開示範囲を限定せよと交渉してきたり、あるいはそのために開示制限命令が必要になったりした場合には少し長くなるということでした。開示対象となる当事者が争ってきた場合には数年に及ぶ可能性もあるということでした。サピーナの送達から開示までですけれども、大体 1 か月から 3 か月程度ということですが、早い場合には 2、3 週間程度、また相手側によっては長くかかる場合もあるということでした。開示後、発信者の特定までについては、発信者の特定には複数のサピーナを要する場合もあるので、その場合には全体として一定の期間をやはり要してしまうということでした。開示請求制度の利用状況ですけれども、訴訟やディスカバリーは費用が高額である一方で、権利侵害者が誰であるか特定できない場合ですとか、特定できたとしても米国裁判所の管轄内にいないというリスクもあるので、ディスカバリーの利用はやや減少しているという見方がある、そういう声がありました。他方でインターネッ

ト上のレビューとか SNS 投稿に起因する誹謗中傷において、弁護士ですとか医師とかそういった評価リスクの高い職業からの利用が多いほか、企業間の競争に関する紛争や政治的対立、知的財産権侵害事案においても活用されるようになってきているということです。発信者の特定が奏功しない場合の類型ですけれども、まずログ保存期間がすでに経過しているという状況は一般的に発生するということです。それから、ほかの理由として VPN とか偽の ID、偽名といったことで特定ができない場合があるということでした。その他の課題として費用負担の問題が大きいということが挙げられました。

続いて 6 ページです。次に DMCA についてのヒアリングです。こちらの場合は申立権者としては代理人が請求することもできるということがディスカバリーと違う点ということになります。対象となる情報の範囲ということですが、DMCA の手続というのは基本的には削除を目的としているものなので、発信者情報の開示を直接的に求める規定ではないと書いていますけれども、DMCA512 条の(h)で発信者情報開示の規定もありますので、その場合には提供されるということになります。開示にかかる期間ですけれども、一般に非常に短く、サピーナ送達から回答まで非常に早いということです。具体的な期間は事業者の運用によって変わってくるとのことです。情報開示までの期間については、サピーナに回答期間が 10~20 日と書かれているので、20 日以内には何らかの回答が得られるということでした。ただサービスプロバイダ側が発信者に通知して発信者が異議を行う場合もあり、その場合には期間が延びるということです。利用状況ですけれども、ディスカバリーに比べれば DMCA の場合、費用も低く申請も容易であるので、大きく増加している印象であるということでした。発信者の特定が不奏功の類型ですけれども、DMCA の場合は ISP にサピーナを送達することができないので、情報取得できる成功率は、およそ半分強じゃないかというような答えでした。ほかの理由としてはやはり VPN とか偽の ID、偽名といったようなものがあるということです。そのほかの課題としては名誉毀損等の責任追及に必要な情報を取得するために、DMCA を利用して開示を受けた事例があるということもありました。

続いて、7 ページです。ディスカバリーと DMCA のフローについて、このフロー図を見せた上でヒアリングをしたものです。ヒアリングによれば、まずディスカバリーについては、管轄裁判所による運用の差とか、迅速ディスカバリーの要件が求められるとか、異議申立てによる長期化とか、実務上は時間、コスト負担が大きい点が特徴であるとのことでした。また匿名訴訟提起までが 1 か月未満、裁判所へのサピーナ請求からサピーナ送達が 2 か月程度、サピーナ送達から情報開示までが 1~3 か月程度というのが一般的だということでした。繰り返しになりますけど、VPN とか不正確な情報の対応のため、複数事業者への連続的なサピーナの発令など、実務上の工夫が必要となるケースも多いということです。また過度に広範な請求は、先ほども言いましたとおり、対象者からの取消申立ての対象にもなるという点にも注意が必要ということです。そうした点を図中の黄色の吹き出しに記載しております。

続いて、8 ページです。DMCA について、同様にフロー図を見せてヒアリングをしたもの

です。ヒアリングでは、低コストかつ短期間で情報取得が可能な点から利用が増加している一方で、ISP 等、通信媒介者には適用されないということで対象範囲に制限があるということから、実務上は、迅速性と引き換えに取得可能な情報や成功率に一定の限界がある手段だというように位置づけられているということでした。その他ヒアリングで答えられた事項については、図中の黄色の吹き出しに書いています。所要期間や成功率の数字は、ヒアリングを行った弁護士の回答をまとめたものである点にご留意ください。

続いて、9 ページです。次が英国の制度の概要になります。英国においては発信者情報の開示は成文法上の統一的な制度ではなくて、判例法に基づく Norwich Pharmacal Order という命令によって行われています。これは権利侵害に関与した第三者、プロバイダ等に対して、訴訟提起や加害者の特定に必要な情報の開示を裁判所が命じる仕組みであって、権利侵害行為全般を対象として活用されているということになります。訴訟提起を予定している者が申し立て、裁判官が認めた場合に命令が発出されますけれども、ヒアリングによれば、開示を求める被害者が、プロバイダ側が情報特定に費やした実費ですとか弁護士費用を全額負担するということになっているということです。飽くまで一例ですが、英国の弁護士事務所のウェブサイトを見ると、申立てが争われない場合、スムーズにいった場合の手続費用として 5,000～1 万ポンド程度、かなり高いですけども、これに加えて裁判所費用がかかるというように書かれているサイトもあったりして、かなり高額な手続というように見られているということになります。

続いて、10 ページです。こちらはヒアリング結果ですけども、申立権者については、まず当事者である必要があるということで、マネジメント会社等が申立てを行うことはできないということです。開示請求の対象となる情報の範囲については裁判所の判断によりますけれども、関連性及び比例性が重要な基準とされているということです。手続フローについては、NPO 申立てを利用する流れとして典型的なものですが、最初にプロバイダに自発的というか任意での開示を求めて、それが拒否された場合、まず民事訴訟規則 CPR の第 31.17 項に基づく命令取得を試みることになります。これは、自分はその人が誰か知らないけれどもプロバイダは誰であるか知っているという、そのような人についての情報を求めるものなのですが、これが裁判所で認められない場合に NPO に行くという形になっています。特に CPR の場合は文書の提供開示を求める形になっているので、文書化されていない情報が必要な場合には NPO になることが多いということで、NPO がよく使われているというような説明でした。それから開示にかかる期間ですけども、通常は 3～6 か月程度ということですが、緊急性の高い案件については早くなる場合もあるということです。NPO 申請から裁判所による発令までですが、これについては対象者、相手方がどのように対応するかによって変わってくるということでした。それから命令発令から情報開示までについては、14 日以内に従うことになるという形になっているとのことです。発信者の特定の不奏功についてですけども、50%を超える頻度で特定できない、または追加の NPO が必要になることがあるということでした。理由としては事業者が情報を保有していないこと

が多いということで、例えば VPN の場合やそもそもログを保存していない場合もあり、命令が出されても情報が出てこない、出されない、それから偽名の使用などで正確な情報がない場合もあると、そういったことも問題になっているとのことでした。その他の課題ですけれども、一般的に訴訟全般の費用が高いので、消費者や個人にとっては利用しにくい制度であるということでした。先ほども触れましたけれど、NPO は申立人が対象者の費用を負担するほか、損害担保を求められる場合もあるので、初期費用のハードルが高いという指摘がありました。VPN 等の匿名化技術により特定が困難となるほか、開示対象の情報や事業者が英国外になる場合の命令の送達、執行が困難となるということも挙げられました。また、国外事業者が管轄の NPO に従わない事例も散見されるということですが、そういった場合の実効的な制裁がないということもあって、執行回避を目的として特定の法域とか組織構造を選択する悪質な事業者の存在も懸念されるという指摘もありました。

続いて、11 ページです。こちらは英国の NPO のフローを見せた上でヒアリングをしたものです。ヒアリングによれば申立て前に対象事業者との調整を行うことが多いということであり、また書面審理により比較的迅速に命令が出されるなど、実務上は効率的に運用されているということでした。一方で複数回の申立てが必要となる場合ですとか、国外事業者への執行、ログ保存とか匿名化技術の影響などによって、事案によっては特定に時間を要することもあるということでした。その他ヒアリングで挙げられた事項については、同じように黄色の吹き出しに書いております。数字等については、回答者の答えによるものであるという点、ご留意いただければと思います。

続いて、12 ページです。EU の場合はプラットフォームの管理責任の対応が主な規制の主題となっているので、発信者情報の特定のみを目的として統一化された裁判手続は想定されていないということになりますが、一方で知的財産権侵害については、いわゆるエンフォースメント指令、知的財産権の執行に関する指令が各国法の基盤となっているので、商業的規模の侵害に関する情報の特定を可能にするような法的命令のルートが設けられているということになります。実際の制度運用は各加盟国の法律によって行われるので、それぞれの規定によることになります。

続いて、13 ページです。フランスの場合は発信者情報の開示については、民事訴訟法典の 145 条に基づく訴訟前の証拠保全手続を主軸としている形になります。正当な理由がある場合に、裁判官の裁量によって広範な調査命令を発することができるということになります。また知的財産権侵害については知財法典に基づく情報提供請求ですとか侵害の差止めが可能になっているという形になっています。

続いて、14 ページです。最後にドイツですが、ドイツにおける発信者情報の開示は、2021 年に旧テレメディア法の改正により成立した、電気通信・テレメディア・データ保護法によって手続が規定されています。なおこの法律は 24 年に法律の名称が改称されています。この手続では EU のデジタルサービス法における違法コンテンツの被害者であるこ

とが開示を求める要件となっていて、その被害者が請求できるという形になっています。一方で著作権侵害については著作権法の 101 条が独立した根拠になっていて、裁判所の関与により情報開示が求められるというふうになっています。民事上の請求についてはその他に書いたような手続簡素化も行われています。それ以外に、現状では開示の相手先が、特に TDDG の方ではデジタルサービスプロバイダ、いわゆる CP が対象になっていますけれども、開示を求める相手方に ISP を求めることや、裁判所がプラットフォームに IP アドレス等のデータの保存を命じることができる、そういった規定を含むデジタル暴力対策法案というのが現在検討されています。駆け足になりましたが説明は以上になります。ありがとうございました。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。大変詳細なご説明をいただいたと思います。では今のご発表につきまして質疑を行いたいと思いますので、ご発言いただきたい方はチャットにてお知らせをいただければと思います。よろしくお願いします。

では清水構成員、お願いします。

【清水構成員】

説明ありがとうございました。ディスカバリーと DMCA サピーナの費用が違うという話があったかと思いますが、後者の方が安いということだと思まして、どういう理由で安くできているのかということをおわかりになるのであれば、教えていただければと思います。

【MRI 安江氏】

ヒアリングでは明確な答えはありませんでしたが、推測で言うと、やはり訴訟の中で行っていくということや、資料の中でも請求者がその費用を負担するというのがありましたけれども、そういった点があってディスカバリーの方が高いというように理解しています。

【清水構成員】

ありがとうございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では続きまして、大谷構成員お願いします。

【大谷構成員】

大谷です。非常に丁寧で詳しいご説明をありがとうございました。

2 点教えてください。まず、イギリスの制度について、11 ページのところに NPO 申請のフロー図をまとめていただきまして、OSA が施行されて以降に事業者の情報保有の確率が高まっているということですが、これは英国の国内事業者だけではなく、たしか域外適用があったと思いますので、外国の事業者も含めて情報保有の確率が高まっているということなのか。そしてその保有の確率というのが現状今のくらいになっているのかというのを教えてください。

それから 2 つ目としましては、日本で今、非常に皆さんが苦勞されている P2P 事案のよ

うな事案が、諸外国で発生しているのかどうかということと、もしそれがあつたようでしたらどのような制度がそこで活用されているのか。特に検知のためのシステムであるとか、技術の評価といったことについてどのような制度があるのかということについても教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【MRI 安江氏】

ご質問ありがとうございます。まず1点目の方ですけれども、これは英国で発信者特定がどのくらいの確率でできますかという質問の流れの中での答えですけれども、OSAが施行されたのでプラットフォーム事業者もこうした被害への対応というのは真剣に考えてきていて、情報が出てくるが多くなりましたということですが、何パーセントぐらいといったところはちょっとわかりません。ただ感触としては事業者がちゃんと対応するようになってきたという感じがするという、そのような答えでした。

2点目の方ですけれども、P2P事案で爆発的に開示請求が来るみたいな話ということですが、今回のヒアリングの中で、例えばこうした制度がどのくらい利用されているとか、制度の利用件数が増えているかといったことは聞いていますが、その中で濫用的な利用とか、そういった話は特段ありませんでした。ニュースサイトで見るとやはり外国でもP2Pの開示請求とか取消請求、削除請求とかっていうのは、結構悪化しているというのがありますけど、今回のヒアリングの中ではそういったお話は特段出ませんでしたということになります。

【大谷構成員】

わかりました。どうもありがとうございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。では北澤構成員、お願いします。

【北澤構成員】

ありがとうございます。北澤です。大変詳細にご説明いただきましてありがとうございます。私の方から2点質問させていただきます。

まず、先ほどの大谷先生のご質問と重なってしまうところかもしれませんが、いわゆるスラップを含めた濫用的な請求の各国の状況について教えていただきたいのが1点目です。アメリカだと過度に広範な請求は取消対象になるということが、濫用防止策の1つとして整理できるのかなという点がありまして、あとは英国ですと開示請求者側にプロバイダ側の費用を負担してもらうというような制度があるとのことで、そういったものを防止策として機能しているのではないかなと思うのですが、これらの制度を踏まえた現状について伺いたい点と。

2点目は今申し上げたように米国、英国の制度なども濫用的な請求に対する防止策として機能しているのではないかなと思うのですが、濫用的な請求に対する制裁規定など直接的な濫用防止策、例えば米国のディスカバリーだと制裁規定があつたかのような気がしますけれども、こういった制度が各国にあるかどうかという点と、また制度がない場合の濫用に

対する対応についてどのようにされているのかという点について、教えていただければと思います。

【MRI 安江氏】

ありがとうございます。1点目は濫用があるかということでしたが、これについてはさきほど大谷先生にお答えしたのと同じで、利用状況どうかという質問の中で特に濫用が問題になっているというようなことは出てこなかったということになります。制度的な担保ですが、先生がおっしゃられたようにディスカバリーについては異議申立て、取消申立てができるという点と、あと DMCA の場合にも、DMCA は結構濫用されるともいわれますけれども、開示請求に当たっては請求側が宣誓陳述書を提出するので、そういう点では後で逆に罰を受けるリスクがあるということもあって、費用が安くて簡単な割には、余り濫用の問題については言われていないのかなという気がします。英国についても先生ご指摘のとおりかと思います。あとフランス、ドイツについても基本的には裁判所が関与していて命令発出に関わっているということになっているので、そういう点では日本の P2P 事案のような濫用というのが余りないのかなというように理解しています。ちょっと余り情報がない部分がありますが、お答えとしては以上になります。

【北澤構成員】

どうもありがとうございました。

【曾我部主査】

ありがとうございました。では続きまして垣内構成員、お願いいたします。

【垣内構成員】

垣内です。いろいろ詳細に教えていただいてありがとうございました。開示を要する期間について各国示していただいているのですけれども、総合しますとドイツの制度はいずれも3～6週間ということで、2か月以内というようなことなので、最も期間の点ではうまくいっているようにも見えますが、これは何かどういう理由でうまくいっているのかということについて、もし何か情報があればというのが1点です。それからもう1点は、費用の点について、アメリカやイギリスの関係ではご紹介があったところですが、フランスとかドイツに関して何か費用の負担等についての情報等があれば教えていただきたいというのが2点目になります。

【MRI 安江氏】

ご質問ありがとうございます。まず1点目ですが、ドイツで短期間というのは、ドイツの場合は対象が割と限定されているということもあって、かつ DSA での違法情報に関する被害というのはドイツの中で深刻だと捉えられていることもあり、比較的迅速なのかなというふうに思います。先ほどご説明したとおり、英国でも深刻な場合などについては早く進むということもありますので、そういった点と、対象が割と特定されているということなのかなというように理解しています。これが1点目で、2点目についてはちょっとフランス、ドイツの費用感については大変恐縮ですが情報がないということになります。

【垣内構成員】

どうもありがとうございました。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では続きまして今村構成員、お願いいたします。

【今村構成員】

今村でございます。ご説明ありがとうございました。先ほどの垣内構成員の費用感のところの若干関連の質問になりますが、まさにこの開示請求する側の費用の点のご説明いただいたと思うのですが、各国において、対応するプロバイダ側の負担という観点での費用というところの議論というのはそもそも何かあるのでしょうか。例えば手数料とか、本来であれば開示する側が原則は費用を持ちましようとか、そのあたり各当事者の費用負担での議論とかは海外ではあったりするのかというところも何か情報お持ちでしたら教えていただければなというように思います。

【MRI 安江氏】

今村先生ありがとうございます。まずアメリカの場合だと4ページのその他に書いてあるのですけれども、請求者側は、開示を求められる側に対して、不当な負担とか費用を課さないように合理的な措置を講じないといけないこととされています。これにより、問題があった場合には裁判所が請求側に罰則を与えることになっているので、そこで一定の歯止めというか、そういったものがあるということになっています。あとイギリスでは、請求側が費用負担するということがあるので、やはりすごく費用がかかってしまうということになると、請求する側も青天井では請求できないみたいな感じにはなっているのかなということで、本当にこれがどうしても必要というものに限って請求して、それにかかった費用は一旦払っているという形になっているのかなと思います。開示側の費用負担がどうか、そういった分離した議論というのは特段ないのかなというように認識しています。

【今村構成員】

ありがとうございました。

【曾我部主査】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

私から1点だけお伺いしたいのは、日本ですと権利侵害情報のIPアドレスであるとか直近のログイン情報のIPアドレスというものの開示請求をするわけですが、外国においてもそこは同様なのでしょうか。例えばソーシャルメディアみたいなものを考えると、アカウントの情報、メールアドレスとかそういったものの開示を受けられると、より本人にたどり着く可能性も高まったりすると思うのですが、外国の場合は権利侵害情報とか、ログイン情報とかそういった限定があるのでしょうか。

【MRI 安江氏】

外国の場合は基本的には発信者の特定に関連する、かつ比例的な情報であればあらかじめ制限があるわけではないので、そういう意味ではIPアドレスとかログイン情報に限ら

ず、この情報がないと発信者が特定できませんというものであれば請求が認められるという形になっているのかなと思います。

【曾我部主査】

なるほど。ありがとうございます。プロバイダ側からするとその権利侵害情報とかログイン情報を特定することとの関連で負担が生じていると聞いたこともあるので、今の点というのは、請求者側それからプロバイダ側とも、外国の場合はそういう意味ではハードルが低いということかなというように思いました。ありがとうございます。

では、時間のこともありますので、ただいまの質疑は以上とさせていただきます。大変詳細なご報告どうもありがとうございました。

それでは続きまして、事務局から検討の論点整理の案についてご説明をいただきます。ではよろしくお願いします。

【大内補佐】

事務局でございます。資料4－3に従いまして説明をさせていただきます。

1 ページです。第1回ワーキンググループでお示しさせていただいた、本ワーキングにおける主な検討課題について、1 から3 までお示ししました。1 つ目として令和3 年改正で創設した裁判手続の実効性確保。2 つ目、発信者情報開示請求への対応の合理化。そして3 つ目、手続の過程で得た情報の適切な取扱いということでございます。こちらそれぞれについて実態等の把握をしていくために、第2 回から今回までにかけて、事業者等及び構成員からヒアリングを実施してきたという形になっております。ヒアリングさせていただきました方々につきましては、こちら資料の下にお示ししているとおりです。以降、それぞれの検討課題に対しまして、検討にあたっての方向性という形で論点の案をお示しさせていただきます。

続いて、2 ページです。こちらでは検討の1 つ目、令和3 年改正で創設した裁判手続の実効性確保についての論点をお示ししております。検討課題としましては提供命令の実効性確保、そして手続のさらなる合理化・迅速化による発信者特定の不奏功の回避といったことを中心に検討していくこととしております。これまでの会合のご意見としましては、第2 回の清水構成員からの提供命令に強制力がないため、提供命令に対応しないまたは対応に時間がかかるといったことで、発信者特定に至らないことがあるということ、またプロバイダの多層化によりアクセスプロバイダに対しても提供命令を申し立てる必要性が生じているといったことについてご紹介がありました。また、第1 回で大谷構成員から、プロバイダの多層化のために手続が遅延し、発信者の特定に至らないようなことがないようにするために、どのような手続の合理化を図ることができるのか検討することが重要であるといったコメントもございました。その他清水構成員の方から発信者情報を保有しているか否かに関する調査についてご指摘をいただいたほか、北澤構成員から CP と AP とで発信者情報開示手続への対応のスタンスが異なる、といったことについてもコメントをいただいたところでございます。こうしたご意見等を踏まえ、今回検討の論点として2 つほど

お示しをしております。1つ目としてプロバイダの提供命令への対応状況を踏まえ、より迅速な発信者情報の特定、保全に向けて提供命令の実効性を確保する仕組みの検討が必要ではないか、具体的にはどのような仕組みが考えられるかとしております。2つ目としまして、より迅速な発信者情報の特定、保全に向けた検討にあたり、CPとAPの違い、契約者情報を有するプロバイダと有しないプロバイダの違いを踏まえ、契約者情報を有するプロバイダを迅速に特定する仕組みの検討が必要ではないか。具体的にはどのような仕組みが考えられるかというようにしております。こちらを検討1つ目に対する検討の論点の案としております。

続いて、3ページです。発信者情報開示請求への対応の合理化に関して、主な検討課題としてはプロバイダの手続への関与の在り方の合理化、そして開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減といったことが挙げられておりました。これらにつきまして会合でのご意見としましては、プロバイダの手続への関与の在り方については第2回で北澤構成員の方から、コンテンツプロバイダの審理中にアクセスプロバイダが先に発信者情報を開示した場合にコンテンツプロバイダの審理が終了してしまうこと。また、アクセスプロバイダが異議の訴えを提起しなければコンテンツプロバイダにとって異議の訴えの実益が失われてしまう場合があるといったことについてご指摘をいただいたところでした。また清水構成員から第2回において、コンテンツプロバイダや上位アクセスプロバイダに対する開示命令が取り下げられた場合に発令された提供命令、及びその履行の効果について法律上必ずしも明確でないといったことのコメンタリーをいただいたところでした。2つ目として開示請求件数の増加に伴うプロバイダの負担軽減に関しまして、北澤構成員から手数料の徴収を可能とすべきではないかといったコメントがあったほか、清水構成員からは手数料について検討していくにあたり、権利侵害の明白性の有無と無関係に開示がされる懸念やサイトがIPアドレスの販売を事業にする懸念といったものへの対応が必要ではないかといったコメントをいただきました。またヒアリングを行いましたNTTドコモ、ドコモビジネス、KDDI、ソフトバンク各社様からは、P2P事案については誹謗中傷等と性質が異なることから発信者に対する意見照会を不要とする整理が可能ではないかというコメントをいただきました。

続いて、4ページです。ご意見等踏まえまして、検討の論点として3つほど挙げさせていただきます。1つ目としまして、契約者情報を有するプロバイダの迅速な特定を図りつつ、主張立証の機会を必要とするプロバイダに対して当該機会を確保する対応の検討が必要ではないか、具体的にはどのような対応が考えられるかとしております。2つ目としまして、発信者情報開示請求への対応にあたり、プロバイダに生じる負担の分担について検討が必要ではないか、その上で具体的にはどのような対応が考えられるかとしております。最後3つ目ございますが、発信者に対する意見照会の在り方についての検討が必要ではないか、具体的にはどのような対応が考えられるかとしております。こちらが検討課題2つ目に対する、検討の論点案としています。

続いて、5 ページです。検討課題の3 つ目。手続の過程で得た情報の適切な取扱いに関する事項でございます。こちらについては、検討課題として手続の過程で得た情報を用いて新たな権利侵害の発生の防止について検討していくということになっております。こちらに関しまして、主なご意見としましては北澤構成員から第2 回において発信者情報開示制度は法律上の厳格な要件を満たした場合に通信の秘密の侵害の違法性を阻却するものであるところ手続の過程で得た情報を公表する行為は、当初の制度趣旨とつながらないのではないかと。ほかの方からも、第1 回において既存法令で対応できないケースとはどのようなものを具体的に把握した上で、それを前提として検討する必要があるのではないかと。といったコメントもいただきました。また、北澤構成員から第2 回において、開示された発信者情報が第三者に提供された場合についてのコメントがあったほか、清水構成員から第1 回、第2 回におきまして、一般的に損害賠償請求等の目的があることが正当な理由とされており、刑事責任の追求は正当な理由に該当しないところ、理論上は正しいが、告訴等のために発信者情報開示請求を行いたいという要望は一定程度存在するというコメントもいただいたところでした。これらを踏まえまして検討の論点として2 つほど挙げております。1 つ目として、手続の過程で得た情報を公表する等の行為については、基本的には、発信者情報開示制度の制度趣旨に適合しないのではないかと。そして、その上での検討となりますけれども、2 つ目としまして、現行法のもとでの対応に課題はあるか等についてさらに検討を進める必要があるのではないかと。というようにしております。こちらが3 つ目の検討課題に対する検討の論点案でございます。

続いて、6 ページです。その他の検討課題としまして、これら3 つの検討課題に加えまして、その他情報流通プラットフォーム対処法における発信者情報開示制度に関して、本ワーキンググループで上がったご意見も踏まえ、必要に応じてほかの論点についても適宜検討の対象とすることとできればと考えております。以上が、検討の論点案についての、ご説明としております。

7 ページ、8 ページにつきましては第1 回のワーキンググループでもご説明をさせていただいた発信者情報開示制度の概要及び、令和3 年改正の概要をお付けしております。事務局からの説明は以上となります。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。では今の資料について議論をしたいと思います。論点が抜けているのではないかとか、その他、ご意見がご質問ありましたら同じくチャット機能にてお知らせいただければと思います。

では中原構成員、お願いいたします。

【中原構成員】

事務局におかれましては、検討の論点整理案を、お取りまとめいただきまして誠にありがとうございました。検討の論点案としてお示しいただいた内容については、いずれも異存ございません。その上で、2 の発信者情報開示請求への対応の合理化についてコメント

をさせていただきたいと思います。3 ページから 4 ページにかけてについてコメントをさせていただきます。

前々回、前回のヒアリングにおいて事業者側から、特に P2P 事案を念頭に、請求者から手数料を徴収する仕組みを作ることができないか、また意見照会を省略、簡略化することができないかという問題提起ないし要望があったと思います。事業者の費用的、あるいは物理的な負担が増大している現状においてはいずれも詳しい検討がされるべき課題であると思います。ただし当然のことではあるのですけれども、その際にはそもそも何が原則であるかということを確認した上で、その請求者からの手数料の徴収ないし、その発信者への意見照会の省略、簡略化を一定の事案類型において認めるべきだとすれば、なぜ原則からの逸脱が正当化されるのかを明確にすることが必要であるように思います。

手数料に関して言うと、発信者情報開示に要する費用が不法行為者たる発信者の最終的な負担に帰すべきものであるという点は、おそらく異論がないのかなと思うのですけれども、不法行為が成立しない場合にどうなのか、あるいは不法行為が成立するかどうかはわからない段階で誰が当面負担すべきものなのか、つまり、誰が発信者に対して請求の負担を負うのかについては様々な考え方があり得るかと思います。1 つのあり得る考え方は、電気通信事業に内在するリスクないし負担だとして、そのプロバイダが費用を負担するというものでありますけれども、そのプロバイダの負担が通常のリスク・負担と言えるのはいかなる範囲なのか、件数が膨大になった時にはや過大である評価されることはないのかをさらに検証する必要があるように思います。その上で、そうした負担を請求者に転嫁することができるのであれば、それはなぜなのかを、詰める必要があろうかと思います。

意見照会に関して言うと、発信者に対する意見聴取義務は、その発信者と役務提供者との間の役務提供契約における善管注意義務の現れであり、両者間に契約関係がない場合でも、発信者のプライバシーにかかる情報を持つものとしての条理上の注意義務であると解説されています。こうした位置付けを維持する限り、その義務の重要性から見て単純にこれらを免除するのは難しいのではないかと。意見照会を省略することは許されず、せいぜいその簡略化が認められるに過ぎないのではないかと。思われる反面、意見照会の実質的な機能に着目する、例えばその発信者の意見反論を勘案して、役務提供者が開示に応じるか否かを判断するという機能に照らせば、権利侵害ないし不法行為の成立が明らかな事案類型では意見照会を省略することができるという考え方もあり得ないではないと思います。ただそうであったとしても、まず試みられるべきは簡略化の方ではないかという気もいたします。

以上長々と当然のことを申し上げたに過ぎないかもしれませんが、いずれにせよ P2P 事案自体は個別的な現象に過ぎませんので、一般的な法、ルールを定めるにあたっては、より体系的な考慮・整理が必要となるのではないかと思います。また、いずれの問題についても、現状の仕組みで実務的な対応がどこまで可能かということも前提として明確にする必要があると思います。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。基本的な考え方、視点を示していただいたものと思います。では続きまして今村構成員、お願いいたします。

【今村構成員】

今村でございます。ありがとうございます。また事務局の皆様、資料について取りまとめありがとうございます。検討の論点案については基本的には異存はないところです。その上で、4ページの、プロバイダに生じる負担の部分に関して、まさに今、中原構成員からも問題提起をしていただいたのかなと理解しているのですけれども、元々情プラ法の前のプロ責法時代においても、思想というか発想としてはそもそもプロバイダが事業活動をしてその収益を得ているという責任関係の中で、この開示請求への対応等というのは、プロバイダの責任で被害者救済を目的として対応しましょう、というところで制度設計がされてきたと理解をしております。なので、原則としては、そもそも手数料などは想定はしてきていなかったと理解をしているのですけれども、他方で昨今のP2P事案などで明らかになっているコストの部分が、そもそも想定されていた、事業活動で得た収益でという発想からはみ出るようなレベルになっているというようにも感じているところではあるので、その中で、じゃあ実際のその負担をどの当事者にどのように按分していきましょうかという検討の中で、プロバイダ側も手数料というのを取れるのか取れないのかというところの今後検討を深めていく必要があるのかなというふうに思っております。以上でございます。

【曾我部主査】

どうもありがとうございました。では垣内構成員、お願いいたします。

【垣内構成員】

垣内です。ありがとうございます。私も示していただいている検討の論点案については、概ね、異存ないところです。若干コメントになりますが、2ページのところで、検討の論点として、プロバイダの多層化等の状況も踏まえて、より迅速な発信者情報の特定・保全に向けた検討ということが指摘されております。これは、それ自体としてはそのとおりだろうというように思われるのですけれども、他方そのプロバイダの多層化とも考えた時に、手続をいかに迅速化しても、やはりこれまでに比べれば、時間がかかるということは避けられない面もあるのではないかとと思われるところで、そうしますと、そういう状況をふまえても、手続の迅速化ということも当然必要ですけれども、他方でその情報そのものが一定期間きちんと保全をされているということ、どうやって確保していくのかということも重要な問題で、その両面を考えなければいけないのではないかという感じがいたします。そういう意味でこの2ページの検討の論点の案の裏にある問題として、どのようにして発信者情報の保全を促していくのか、端的には一定期間保全を義務づけるというようなこともあり得るのかもしれませんが、そういった方向の検討ということも、意識をする余地があるのかなという感想を持ったということです。

それから、そのこととも関係するのですけれども4ページで、示されているプロバイダに生じる負担の分担、あるいは費用の問題との関係で、仮に一定の費用を、例えば請求者に負担させるというような方向で考える場合においても、プロバイダで何をすべきなのかと、先ほどの情報の保全ということも含めて、もし費用を請求者に負担させるということであれば、情報の保有の義務という側面も考えるべきではないか。そういう保全の義務を課した上で、その利益を第一次的に享受するのが、請求者であるということで、説明をしていくというような方向も考えられるかと思いますので、この論点との関係でも、プロバイダ側の情報の保全の在り方について意識をするということも重要なかなというように感じたところです。以上です。

【曾我部主査】

貴重なご指摘ありがとうございます。そのプロバイダの情報保全の点について、事務局の方で何かありますか。

【大内補佐】

ありがとうございます。今後これらの検討していく上で、今いただいたご意見も元に検討進めていければと思います。以上でございます。

【曾我部主査】

これは今書かれている論点案に含まれているという理解で良いですか。

【大内補佐】

ありがとうございます。検討1につきましては、発信者情報を保有しているプロバイダを特定した上で保全するということも含まれており、その過程において、そもそもどこまでこの議論の対象に含めるのかということなのかなと思いますので、ご意見も含めて、検討課題1として扱っていくところなのかなと思っております。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では続きまして上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】

はい。取りまとめありがとうございます。色々な先生方からご意見が出ているところではありますが、私の方から3点ほどコメントさせていただければと思います。

まず1つ目は、2ページです。発信者情報開示命令の裁判手続としての実効性確保の部分です。この部分、令和3年の改正のある意味、肝となる部分でして、特にこの提供命令があるということで手続が、一本化できるということだったのだと思うのですけれど、これが実効性がないというか、応じていただけないプロバイダがあるということが残念だと思っています。実際上は、発信者情報開示請求する時には、この発信者情報開示命令と仮処分を一緒に申し立てて、ダブルトラックというか、両方進めるというのがある意味デフォルトの手続になっているというふうに伺っているのですけれども、実際は同じ裁判官が担当されるのかもしれませんが、司法リソース的にはちょっともったいないということもあり、この提供命令の部分はどうすれば実効性が持てるようになるのか改めて考え

たいと思います。

次に、3 ページについてです。対応の合理化に関して、前々からというか、この前のワーキンググループの時から、コンテンツに関して、利害関係を有しているのは、接続プロバイダではなく、コンテンツプロバイダではないかという問題意識がありました。そういう意味で、意見照会とか、権利侵害の該当性とかをもっとコンテンツプロバイダがきっちり戦うべきなのではないかと思います。通信の秘密を主に担っているのが接続プロバイダではあるのですが、仲介しているだけというか、表示すらしていない接続プロバイダが例えば名誉毀損の不法行為該当性を争うというのは何かちょっと違うのではないかと考えているところでして、そういう意味で手続関与の在り方が、もう少しコンテンツプロバイダさんがきっちり関与できるような仕組みになると良いのではないかと考えています。負担軽減に関して言えば、P2P の今の問題については、裁判所で争っても余り争えないというか、検知ツールのある程度の正しさ、確実らしさというようなものが認められれば、ユーザー側というかその意見照会によっていくら争ってもほぼ無理みたいな状況だったりするわけですので、であれば本当はもっと任意請求でも良いのではないかと考えています。任意請求であればプロバイダも少なくとも裁判に応じる費用というのは減るのではないかと考えています。裁判手続が利用される理由はおそらく2点あるのではないかと考えておりまして、1点がその申立費用ですね。裁判所の申立費用がどれだけ IP アドレスを入れても、同じ申立て費用ということなので、だったら別に任意請求ではなくてもたくさんの IP アドレスを20件でも30件でも一緒にして申し立ててしまえばそれで裁判費用的には変わらないので、申立て側には任意請求にインセンティブがないだろうということが1点。あとこれは接続プロバイダさんのご判断なのでやむを得ないかもしれませんが、任意請求では通信の秘密の関係で応じられなくて裁判所の判断がいるという話で結局任意請求では対応できず、裁判が必要だという点です。こちらは、事業者さん側の判断なので、裁判費用が必要になるのはちょっとやむを得ないところがあるので、その辺のあたりは接続プロバイダさんの方でご判断いただくしかないのかなというように思っているところです。

最後3点目。5 ページにあるいわゆる晒し行為ですね。晒し行為は本当に由々しき問題ではあると思うのですが、SNS 自体の効果の増大で、晒し行為による目的達成が効率的にできるようになってしまったという、問題だと思います。ですので、ここの論点のところにあるとおり、問題であるのは問題だという前提で、では現行法で認めている以上に、その発信者情報開示の場合だけ晒し行為に対して特別な制裁を認める必要があるのかどうなのかというのは改めて検討する必要があるのではないかと考えています。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。現在の論点に関して、検討の視点を頂いたということかなと思います。では続きまして、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】

大谷です。ありがとうございます。事務局でまとめていただいた論点、いずれも重要なものばかりだと思いますので、これらについて、これから十分に検討の時間を取っていくということが必要だと思っております。また必要に応じて、そのための情報収集も望まれます。この論点案についてのコメントというのと少し違うかもしれないのですが、2ページのところで、より迅速な発信者情報の特定・保全のために、CPとAPのその役割の違いに着目をする必要があるというように述べていただいて、この点全く同感であるのですが、4ページの、プロバイダに生じる負担の分担、この文脈でもやはりCPとAPの位置付けの違い、役割の違い、そして真に負担すべきものは誰なのかということについて、深掘りしていく必要があるのではないかと考えております。その趣旨で「分担」というように書いていただいているのだと考えているのですが、APの多くがその契約者の情報はお持ちですので、必ず巻き込まれるということになりますが、より負担すべきなのは誰なのかという観点で考えますと、やはりCPが情報発信の機会と場所、そして権利侵害の危険を作出しているというように言えますので、被害者救済のための義務を果たすという点ではAPと比べてもより責任が大きいのではないかと考えます。それゆえ、労力はかかるとはいえ、発信者情報開示請求に対応する責任はより多く負担しなければいけないものではないかというふうに思います。他方、APはSNSなどのコンテンツにアクセスするためだけに電気通信事業を営んでいるわけではなく、音声通信や公的な情報、生活のために必要な情報にアクセスするために必要な基礎的なサービスとして提供されているということを考えますと、P2P事案など膨大かつ過大な被害者救済のための負担について、電気通信事業者としての責務を果たすためであるとしても、その種のサービスに余り関係のない一般利用者に幅広くそういった諸経費を通信料として負担していただくというようなことにつながってしまうのであれば、それは望ましいことではないというように考えております。ですので、ここでもAP・CPの役割を十分に検討していきたいというように考える次第です。

それからもうすでに上沼構成員からもご意見いただいているとおりですが、基本的には晒し行為は不当であると思っておりますし、第1回の時だったでしょうか、北澤構成員からもご意見がありましたように、そもそも通信の秘密に相当する情報を被害救済のために提供されている情報ですので、それを晒すことがないように何ができるかというのは、様々な可能性を考えていきたいと思っております。損害賠償請求とかを行うために必要な手続にのみ使えるような、何か制度上の制約をかけたりするということが可能なのかといったことについても、本当に難しいとは思いますが、引き続き知恵を絞っていかうかなというように考えている次第です。以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では鎮目構成員、お願いいたします。

【鎮目構成員】

今回の論点整理案については、事務局の方で、ここまでの議論を大変適切に整理いただ

いたと考えておりまして、全く異論はございません。賛成と申し上げたいと思います。その上で、3の手続の過程で得た情報の適切な取扱いについて、若干コメントをさせていただきます。これについては、論点案として「発信者情報開示制度の制度趣旨に晒しが適合しないのではないか」、その上で「現行法のもとでの対応に課題はあるかなどについて、さらに検討を進める必要がある」と、整理していただきました。この2点については、賛同いたします。晒しが、非常に、由々しき状況であるということは、おそらく異論はないと思いますので、この点について異論はございません。ただし、こうした制度趣旨に適合しない行為を抑止する方策を検討するにあたりまして、その手段として刑事罰を含む法的制裁を用いるということを考える場合には、こうした晒し、公表などの目的外利用という開示制度の制度趣旨に適合しない行為によって、どのような利益が害されるおそれがあるのかという点について、慎重な検討が必要であるように思われます。1つの説明としてすぐに思い浮かぶのは、開示制度の本来の目的以外にこうした情報が使用されると相手方の名誉といった利益の侵害、あるいは社会生活上の平穏といった利益が害される、そういう危険があるという説明が考えられるかと思いますが、こうした利益の保護については、すでにこの検討会でもコメントさせていただきましたとおり、既存の刑罰法令との関係整理が必要ですし、また先ほど上沼構成員からご指摘があった点も全くそのとおりかと思えます。刑罰を用いるということになると、既存法令との関係では処罰の時期を相当程度、早期化するという可能性もあることに留意が必要であるように思われます。他方、発信者情報開示制度の制度趣旨に適合しない行為が行われると、制度に対する信頼が害されと考える場合、こうした信頼を保護するという観点で法益を把握し、あるいは個人の名誉等の保護と信頼保護を組み合わせるといったことも考えられるように思われます。ただし、制度に対する信頼の保護を論じる場合、制度に対するイメージが悪化するといった観点ではおそらく足りないのであって、信頼が害されることによって実際のところどのような弊害が生ずるのか、そういった具体的な弊害についての説明が必要であるように思われます。これはなかなか難しいところではありますが、目的外の利用がなされると開示する側が萎縮するといった弊害が果たしてありうるのかということについては、正直よくわかりません。今後、こうした点についてもより突っ込んだ検討が必要かと思われますので、事務局におかれましては引き続き、検討、整理をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。私からのコメントは以上でございます。

【曾我部主査】

ありがとうございます。では、北澤構成員、お願いします。

【北澤構成員】

事務局におかれましては論点整理案、ありがとうございます。内容としては、私としても異存ございません。手数料制度については、P2Pの案件が、現時点でも増え続けていて事業者の負担が生じているということも踏まえて、私の方でも提案をさせていただいたのですが、上沼先生がおっしゃったように、現行制度ですと非訟の申し立てをするの

に1件1000円で、1件だろうが数百件だろうが1000円でできるというそういう制度設計になっていて、そのような中で現在の実務上の問題解消の必要性から手数料制度が1つ、選択肢としてあり得るのではないかというご提案をさせていただきました。また、中原先生からいろいろ検討すべき課題が多いのではないかというご指摘がありまして、内容としては私としても全く同意見です。手数料制度創設にあたっては思いつくだけでも多数の論点があることは私の方でも紹介をさせていただきましたけども、その点の制度設計については、引き続き検討をさせていただきたいと思っております。

垣内先生からも例えば手数料を徴収できるとして、プロバイダとして何をすべきなのかという観点から、情報の保全の義務というものをご提案いただいております。ここもバランスが非常に重要だと思っております。情報の保全については、対象とする情報の範囲によっては、事業者側にとってコスト、費用が莫大にかかるテーマになってくるわけです。ですので、事業者側に生じる費用負担の軽減を目指して手数料制度を設けて、結果として全体として現在よりも費用負担が増えるというようなことがないように、そういったことも含めて意見交換をさせていただければと思っております。

手数料に関して、あとは、上沼先生の方から裁判にする場合の裁判費用についてコメントをいただいております。ここも結局のところ裁判に至らなかったとしても生じるログの特定作業の負担、裁判になった場合の弁護士費用の負担など、手数料で解消すべき各費用項目の負担をどう見るのかによっておそらく手数料の性質というのは大きく変わってくると思っております。現状ログの特定自体も、膨大な件数の事案が山積みというか、数か月かけて1件1件処理しているという状況ですので、そういったことも含めて整理して進めていきたいと思っております。以上です。

【曾我部主査】

次は清水構成員、よろしくお願いします。

【清水構成員】

論点整理案、ありがとうございます。私としても違和感なく、いずれも重要な検討であると考えております。私から2点、3ページの発信者に対する意見照会を不要とするという点についてです。P2P事案に関しては、開示請求において争うと言っても実際上争うことが困難ということになってくるので、ここは不要とする余地はありかなと思っている一方で、一般的な名誉毀損などの発信者情報開示請求の場合、特に海外プラットフォーム事業者がこの意見照会を行っていないという例がかなり多いという印象を持っております。法律上は一応義務ということになっているわけなのですが、その義務が履行されておらず、結果として、発信者の意見とか具体的な背景事情みたいなところが、開示手続の中へなかなか出てこないということがあると理解をしております。CPとAPの役割分担という話も出ているかと思うのですが、CPがこの意見照会を積極的に行って、その発信者の意見を裁判上明らかにしていくということがきっちりされれば、CP側が争いの主体という形にできるのではないかなと思ったところですので、そのご指摘をさせていただければ

と思いました。

2点目ですが、晒し行為に関して、お話に出ておりますが、確かに増えていて問題があるということ自体はそのとおりだろうと思っています。ただ他方で、ネット中傷以外の文脈で、これまでも訴状とかその他の書面をホームページなりブログなりで公開して、事実上晒し行為みたいなことをしているという例はしばしば見られていたところであって、開示請求との関連でのみなぜこれが問題であるのか、問題だとして何かしらのペナルティを設けるのかということについては慎重な検討が必要なのではないかと思うところがございます。以上です。

【曾我部主査】

どうもありがとうございます。貴重なご指摘ありがとうございました。今の清水先生のご発言の1点目は、私からも申し上げようと思っていたところでありまして、今回の資料の、4ページ目の3ポツ目、意見照会の在り方についての検討が必要ではないかということとの関連ですが、今までの議論ですとP2Pを念頭に意見照会を簡略化あるいは省略するという方向での議論が念頭に置かれたように思うのですけれども、清水先生のご指摘のようにそうでない逆にきっちり意見照会を徹底するですとか、あと清水先生のご発表にもありましたように氏名秘匿手続というのがこの間でできましたので、そういったものも含めて発信者側の手続保障の在り方についても、やはり視野に入れる必要があるのかなというように私も思いました。ということで、清水構成員のご発言に乗っからせていただきました。

ということで、お時間もいい時間になってまいりましたので、この件に関する質疑を終了とさせていただきます。特段の修正意見はないようでしたので、検討の論点整理案につきましては、この資料4-3にて、ご了解いただけたということでありますので、そのような形で親会に報告をさせていただきたいと思います。この件について、皆様のご了承いただく必要があるということです。今のようないい形でよろしいでしょうか。では、特にご異論なさそうですので、そのような形で進めさせていただきます。ありがとうございます。それから議事のその他ですけれども、最後に全体を通じて皆様から何かありましたらお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。特になさそうですので、議事は特になしということでございます。

では、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

【大内補佐】

はい、ありがとうございます。次回会合につきましては親会報告ワーキング及び青少年保護との合同開催として、7月27日月曜日からの開催を予定しております。

【曾我部主査】

ありがとうございました。では以上を持ちまして、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会、発信者情報開示ワーキングの第4回会合を閉会いたします。本日も長時間、ご議論いただきましてありがとうございました。

【以上】